第 4 章　遮断装置の設置上の注意・維持管理

4.1　維持管理の意義と目的

遮断装置は、震度５以上の地震もしくはガスが漏れを感知した時にガスの供給を遮断することにより、漏れたＬＰガスに引火し爆発や火災を未然に防止するために設置される安全機器である。日常点検や定期点検を実施するにより、災害発生時に機器が正常に作動できる状態を維持することを目的とする。

4.2　遮断装置の保管及び取り扱い

遮断装置の保管及び取り扱いには以下の事項を注意すること。

(1)製造年月を確認し、古いものが下積みにならないようにすること。
(2)直射日光を避け、屋内の高温多湿にならない場所に保管すること。
(3)露出状態での保管は避け、水分・ゴミ等の異物が入らないようにするとともに損傷防止のため、梱包箱または袋等に収納して保管すること。
(4)運搬、取り扱いに際しては、落下させたり衝撃等を与えたりしないこと。

4.3　遮断装置の設置上の注意

遮断装置の設置に際しては製品に添付されている取扱説明書に従って設置するほか、下記の事項に注意すること。

4.3.1　感震器

(1)水平又は垂直に保つようにし、床面より 1.5m 位の高さに設置すること。
(2)建物の支柱や構造壁になっている堅固なところに設置すること。
(3)感震部を直接壁、柱に取付けることができないところには、木板を接着剤等で先に取付けてから取付けること。
(4)次に示すような場所には取付けないこと。
- ・動力や車両などによる振動を受けるところ
- ・扉の開閉等により衝撃を受けるところ
- ・ベニヤ壁、スレート壁、グラグラするような柱等の不安定な場所
- ・点検できないような暗いところ
- ・ガスが滞留する恐れのある場所
- ・磁気の影響を受けるところ
- ・温度が－10℃以下、または 50℃以上になるところ

4.3.2　制御器

(1)交流 100Ｖ配線は、電気工事の資格者が施工すること。
(2)配線工事は、電気設備技術基準や内線規程の関連事項に従って工事を行うこと。
(3)配線工事は、制御部の電源スイッチを切ってから行うこと。
(4)雷が発生しているときは、結線工事はしないこと。
(5)次に示すような場所には取付けないこと。
- ・不特定多数の人の手に触れる場所
- ・備品の陰になる場所

・燃焼器具などからの排気、湯気、煙などの直接かかるところ
・屋外等風にさらされる場所や水がかかったり、水滴のつくところ
・振動の多いところや古い壁など不安定なところ
・温度が－10℃以下、または 50℃以上になるところ

4.3.3　遮断弁

(1)遮断弁の設置・取付け工事は、液化石油ガス設備士の資格を有する者が施工すること。
(2)遮断弁は原則としてガスメータより下流側に取付けること。
(3)遮断弁の本体に表示されたガスの流れ方向の指示（矢印）に合わせて入口側と出口側を間違えないように設置すること。
(1)取付姿勢は水平又は垂直に取付けてください。水平取付の場合はキャップが上向きになるように、また垂直取付の場合はケーブルが下向きになるように取付けること。
(2)遮断弁は保守点検、操作等が容易にできる場所に取付けること。
(3)次に示すような場所には取付けないこと。
・ガスが滞留する恐れのある場所
・凍結・結露及び雪害等の恐れのある場所
・人や物などがぶつかったり、落下物による衝撃等を受けやすい場所
・火気に近い場所、炎や輻射熱を受ける場所
・有害なガスの影響を受ける恐れのある場所
・受電室や変電室など高圧電気設備の有するところ
・動力や車両などによる振動を受けるところ

4.4　遮断装置の点検

(1)日常点検として、制御器の「開」「閉」操作により遮断装置が正常に作動することを確認すること。
(2)使用開始時及び 1 年に 1 回以上、感震器もしくはガス漏れ警報器によるテスト遮断を行い、遮断システムが正常に作動することを確認すること。
(3)製造後 10 年が経過したものは、性能低下が予想されるので新品と交換すること。